



平成30年8月1日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

(経過報告) 連結子会社Group Lease PCLが特別監査の進捗状況を
公表したことに關するお知らせ

平成30年6月19日付「(経過報告) タイ証券取引委員会から要請を受けている修正財務諸表、修正内容の説明及び特別監査の進捗について」にてご報告させていただいておりました特別監査につきまして、当社連結子会社Group Lease PCL(以下、「GL」といいます。)から、当該特別監査が終了し報告書を受領したとの連絡がありましたので以下の通りお知らせいたします。

記

1. 連結子会社Group Lease PCが公表した内容

GLが公表した内容は以下の通りとなります。

(以下、翻訳文)

特別監査は、シンガポールの監査法人であるMazars LLPにより実施されました。2018年7月27日に当社は、Mazars LLPより監査項目及び事実報告が含まれた最終レポートを受け取りました。特別監査の項目は、以下の通りです。

1. 対象となる貸付金取引について、社内関連書類を確認し、その有効性、権利及び義務を検証する
2. 対象となる貸付金の債務者の状況や背景を確認し、関連当事者間取引に該当するかを検証する
3. 上記2点について、シンガポールにいる当社リーガルアドバイザーによる法的見解を検証する

Mazars LLPの報告書によると、2015年度、2016年度、2017年度において上記監査項目を実施した結果、いずれの債務者においても当社の所有もしくは支配下にあったとする証拠は見つからなかったとのことです。

2. 当社の見解と今後の見通し

当社は、現時点におきましては、上記記載の特別監査の結果から懸案債権に関して一切不適切な点を発見できなかった事情を勘案し、引き続き現在の会計処理方針(①懸案債権元本には100%貸倒引当金を計上する。②懸案債権から生じる未収利息については現金主義で計上をする。)を踏襲していく方針です。

また、当社の会計監査人である監査法人アリアの協力を得て、引き続き対応可能な調査を進め、適切な適時開示を行えるよう努めて参ります。なお、今後適時開示が必要となることが生じましたら、改めてご報告をさせていただきます。

以上